

取扱区分：「公開」

令和3年第8回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和3年8月10日（火）10時00分

於：周南市役所 1階 多目的室

# 令和3年第8回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和3年8月10日(火) 午前10時00分 ~ 午前10時15分

2 場所 周南市役所 1階 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第11番	原 田 雅 之	第12番	弘 中 壽
第13番	藤 井 孝	第14番	藤 原 典 子
第15番	松 田 孝 行	第16番	山 崎 光 夫
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 なし

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 なし

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件

議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 1件

##### 第3 報告事項

報告第45号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について 1件

報告第46号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について 7件

報告第47号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について 1件

報告第48号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について 11件

報告第49号 現況が農地でないことの証明について 5件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中18人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（山下会長）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただ今より令和3年第8回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第6番・高橋 恵 委員、第9番・野村 邦幸 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは、議案第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ですが、番号1番と2番は、譲受人が同一人で、一体的に利用されている農地がありますので一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

1ページの議案第30号は、1議案3件です。

番号1番及び2番を一括してご説明いたします。

まず、番号1番についてですが、所在、地目は記載のとおりで、面積は、2,185平方メートルと459平方メートルの2筆で、合計面積が2,644平方メートルです。

現況は田で、459平方メートルの田については、一部が畑として耕作されています。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢の上、耕作できる者もないため、譲り渡すものです。

続きまして、番号2番です。

所在、地目は記載のとおりで、面積は、1筆の119平方メートルです。

現況は田で、番号1番の2,185平方メートルの田と一体的に利用されています。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は高齢の上、耕作できる者もないため、譲り渡すものです。

番号1番及び2番の譲受人は同一人で、自宅から大変近い場所にあるため、譲り受けるものです。

番号1番及び2番の農地を取得後、耕作面積は約90アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

山崎委員

第16番山崎委員

16番山崎です。

番号1番について、去る7月17日、譲渡人と面談し、意思確認を行い、また、譲受人とは翌日現地に行き、調査をしましたので、その結果をご報告します。

まず、この2筆の農地については、譲受人が2年前から譲渡人か

ら借りて水稻の作付けをされており、今回譲渡人は高齢で後継者もいないため、譲受人に譲り渡しをされるものです。

譲受人は、この農地は自宅から近く、利便性がよく、公道に面していることから、譲り受けをされることになったものです。

また、譲受人は農機具も揃えて農業に意欲的に取り組んでおられ、会社員の子供さんと同居されており、農繁期には手伝いをされているようで、別に問題はないと思われます。

次に、番号2の農地についても7月17日に譲渡人と会って、意思確認を行うとともに、譲受人とは翌日現地で会って調査をしました。

申請地は譲受人が譲渡人から借りて2年前から水稻の作付けをされており、この度、譲渡人が高齢のため譲り渡しをされるもので、何ら問題はないと思われますので、よろしくご審議の程、お願いし  
ます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第30号番号1番及び2番について質疑を行います。  
ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号番号1番及び2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号番号1番及び2番は、許可と  
決定いたします。

続きまして、議案第30号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、3筆の合計面積は1,238.28平方メ

ートルです。

現況は自己保全管理の田で、89平方メートル及び7.28平方メートルの田は草が生い茂っている状況です。

権利移動は所有権移転で、譲渡人は家族に耕作できるものがない上、後継者もいないため、譲り渡すものです。

譲受人は、経営規模拡大のため、譲り受けるものです。

取得後の農地は、約138アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

高橋委員

第6番高橋委員

6番高橋です。

3番について補足説明いたします。

7月21日に事務局の方と現地にて確認いたしました。

譲受人、譲渡人共に遠方のため、電話にて確認いたしました。

譲受人と譲渡人はご近所どうしで、譲渡人の所有する申請地は長い間耕作されておらず、どうにかしたいと考えていたところ、譲受人が購入して、経営規模拡大をはかりたいとのことで、今回の申請になりました。

譲受人も遠方に住んでいますが、自身も農業を営んでおり、6月頃に1度、申請地の草刈りなどもされているとのことです。まずは水稻を作付けする予定ですが、難しい場合はコンニャク芋等の栽培に切り替えることも考えておられます。

鳥獣被害の多い地区なのでその旨も伝えましたが、申請地の近隣に協力者を得るなど、対策は十分するとのことで、耕作意欲もあり、問題ないと思われま。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案30号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第30号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第30号番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページ、議案第31号をご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積429.42平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、今後耕作の見込がないため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東約900メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番歳光です。

議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1について、7月21日事務局と私で現地調査を行い、8月6日に改めて現地調査を行いましたので報告いたします。

今回の転用は、太陽光発電設備パネル設置面積429.42平方メートル、パネル枚数168枚、発電出力49.5キロワットを農地面積1,078平方メートルに設置するものです。

現地は近年草刈り管理をしていた農地ですが、今回所有権移転により譲受人である事業所に譲渡するものです。

現地の東側には譲渡人の宅地、西側には譲渡人経営のアパート、南側には市道があり、農地に影響は少ないと思います。

また、開発行為ではない旨の届出も7月19日付けで出されています。

調査項目に従い調査を行いました。問題は無いと思われ、よろしくご審議いただきたく報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第31号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第31号について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第31号は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第45号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

3ページの報告第45号は、農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法第7条第1項第1号に規定する農地売買事業の実施による農地等の権利の取得の届出があったもので、許可は不要とされています。今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第45号を終わります。

続きまして、報告第46号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

4ページから6ページの報告第46号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

7ページの報告第47号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者等が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するもので、許可は不要とされています。今回は1件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

8ページから10ページの報告第48号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用するため、農地の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、11件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で報告第48号を終わります。

続きまして、報告第49号「現況が農地でないことの証明について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページの報告第49号は、登記簿上の地目が田又は畑で、現況が田又は畑以外になっている土地について、地目の変更登記をしよう

とする方からの申請に基づき証明をするもので、今回は5件です。

内容は記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も完備されており、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第49号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和3年第8回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時15分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和3年8月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 野 村 邦 幸

委 員 高 橋 恵